

社会福祉法人当別長生会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人当別長生会の役員の報酬及び費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(理事の勤務報酬)

第3条 理事長が、法人及び事業所(法人が設置経営する事業所をいう。)(以下「法人及び事業所」という。)の運營業務に従事したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運營業務に従事したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第4条 監事が、法人及び事業所の指導検査への立会及び運營業務の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運營業務に従事したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する勤務報酬の支給時期は、その月の初日から末日までの分を翌月25日支給する。ただし、支給日が金融機関の休日にあたる場合はその前日に支給する。

2 理事に対する報酬は、理事長の命を受けて法人及び事業所の運營業務に従事したときは、その都度、支給する。

3 監事に対する報酬は、法人及び事業所の指導検査への立会及び運營業務の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運營業務に従事したときは、その都度、支給する。

4 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

5 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員の理事会等への出席については、旅費規程第17条に定める費用弁償を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(重複支給の防止)

第8条 役員が理事会及び評議員会に出席し、当該開催当日に第3条及び第4条の規定により運営業務に従事したときは、第6条の費用弁償は、支給しない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

別表1(第3条・第4条関係)

名 称	報 酬
理事長業務報酬	日額 15,000円
理事業務報酬	日額 10,000円
監事監査指導報酬等	日額 12,000円